

【速報】ベトナム：食品安全法に関する新政令 46 号及び決議 66.13 号の運用停止（2026 年 4 月 15 日まで）

アジアニュースレター

2026 年 2 月 9 日号

執筆者：

廣澤 太郎

t.hirosawa@nishimura.com

ベトナム政府は、2026 年 1 月 26 日より施行されていた食品安全法の新たな施行規則である「政令 46/2026/ND-CP」（以下「政令 46 号」）および「決議 66.13/2026/NQ-CP」（以下「決議 66.13 号」）について、その運用を **2026 年 4 月 15 日まで一時停止**することを決定しました。

本決定により、同期間中は従前の「政令 15/2018/ND-CP」（以下「政令 15 号」）に基づく管理体制が暫定的に適用されます。ベトナム現地法人を有する日本企業や、同国へ食品・農産物を輸出する企業におかれましては、直近の通関実務および 4 月 16 日以降のコンプライアンス体制について、早急な確認と対応が求められます。

1. 運用停止の背景

政令 46 号は、従来の「自己宣言（Self-declaration）」制度を厳格化し、事前検査や適用基準の届出を義務付けるものでしたが、施行直後より通関現場での混乱が生じていました。具体的には、検査体制の不備や、新設された「製品標準（Product Standard）」等の必要書類に関する指針欠如により、テト（旧正月）明けの国境検問所において 700 件以上の貨物（約 30 万トン）が滞留する事態が発生しました。これを受け、ファム・ミン・チン首相は緊急の公電（Official Dispatch No.08/CD-TTg）を発出し、物流の正常化を優先するため、新規則の適用を一時停止する措置を講じました。

2. 暫定期間中（現在～2026 年 4 月 15 日）の法的取り扱い

運用停止期間中は、**政令 15 号（2018 年施行）が全面的に再適用**されます。

- **輸入手続き**：政令 15 号に基づく「自己宣言」による通関が可能となり、政令 46 号で求められていた厳格なサンプリング検査や、決議 66.13 号に基づく 15 日間の待機期間は一時的に免除されます。
- **対象**：すでに港湾・国境で滞留している貨物についても、政令 15 号の基準にて処理が進められる見込みです。

3. 2026 年 4 月 16 日以降の展望と留意点

今回の措置はあくまで「一時停止」であり、廃止ではありません。ベトナム政府は、近年発生した学校給食における食中毒事件（Sago Food 事件等）を受け、食品安全管理の厳格化を政策の主軸としています。4 月 16 日以降、政令 46 号および決議 66.13 号が、運用上の不備（検査機関の拡充や細則の整備等）を修正した

上で再導入される可能性が高く、以下の点に留意が必要です。

- **「製品標準（Product Standard）」の準備**：特に生鮮食品・農産物については、政令 46 号第 24 条で求められる製品規格書の整備が必要となります。
- **リードタイムの見直し**：決議 66.13 号が再適用された場合、製品届出後 15 日間の待機期間（通称「黄金の 15 日」）が発生するため、サプライチェーン計画の修正が必要です。
- **トレーサビリティの強化**：「Sago Food 事件」を契機に、学校や工場給食等への立入検査が強化されています。サプライヤー管理体制の再点検を推奨します。

当事務所では、4 月以降の再施行に向けた詳細なガイダンスや、各省庁からの細則（Circular）の発出状況について、引き続き注視し情報提供を行ってまいります。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com